

協働と 参画

協働

市民と事業者と市は、お互いの理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めます。
市は、市民や事業者の自発的な活動を支援するよう努めますが、この場合、市民の自主性を損なわないよう注意します（第16条）。

住 民 投 票

住民投票は、岸和田市の将来を左右する重要課題について、直接住民の意思を問うための制度です。

住民投票の主な流れ

請求代表者証明書の交付申請

住民投票を請求しようとする人は、請求の要旨を記した書面を添えて、まず、住民投票請求代表者証明書の交付申請を行います。

署名活動

代表者証明書が交付されれば、代表者が中心となって、1カ月間署名活動を行います（定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者の4分の1以上の署名が必要です）。

住民投票の請求

署名が集まれば、選挙管理委員会が署名簿を審査します。正当であれば、代表者はこれを添えて市長に正式に住民投票の請求を行います。

住民投票の実施

住民投票が実施されます。投票所では投票用紙に記された複数の事案から1つを選択して○を記入します。選挙と同じように代理投票や点字投票ができるほか、告示の日から投票日の前日までは期日前投票、不在者投票も可能です。

住民投票結果の告示と通知

住民投票の結果が確定するとその結果を住民に公表し、市長と市議会は住民投票の結果を尊重しながら課題の解決を図ります。

- 住民投票を行うことができるもの
「岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題」です。これは、市と住民全体に利害関係を有するもので、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるものです。
- 住民投票を請求できる人、投票できる人
18歳以上の日本国籍者で岸和田市に3カ月以上住所を有する人と18歳以上の定住外国人で岸和田市に3カ月以上住所を有する人です。定住外国人とは、特別永住者と永住者、それらの人に加えて日本での在留資格があり、3年を超えて日本に住所を有する人をいいます。

外 部 監 査

外部監査契約に基づく監査とは

自治基本条例第29条に基づいて、外部監査制度が設けられました。監査委員の監査に代えて、岸和田市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する第三者（弁護士、公認会計士など）が、市長との外部監査契約に基づいて公平な立場で判断し、監査を実施するものです。

個別外部監査を請求できるのは

A. 住民が請求できる場合

①事務監査請求による監査

選挙権のある住民の50分の1以上の署名を集め、岸和田市の行う事務全般の執行についての監査を請求することができます。

②住民監査請求による監査

市長や職員などが行った財務に関する仕事についての違法・不当な行為などによって、市に損害が生じたと認めるときには監査を請求することができます。

※ ①については「市議会」が、②については市の「監査委員」が、外部監査人による監査がふさわしいかどうかを判断します。認められない場合は、市の監査委員による監査が行われます。

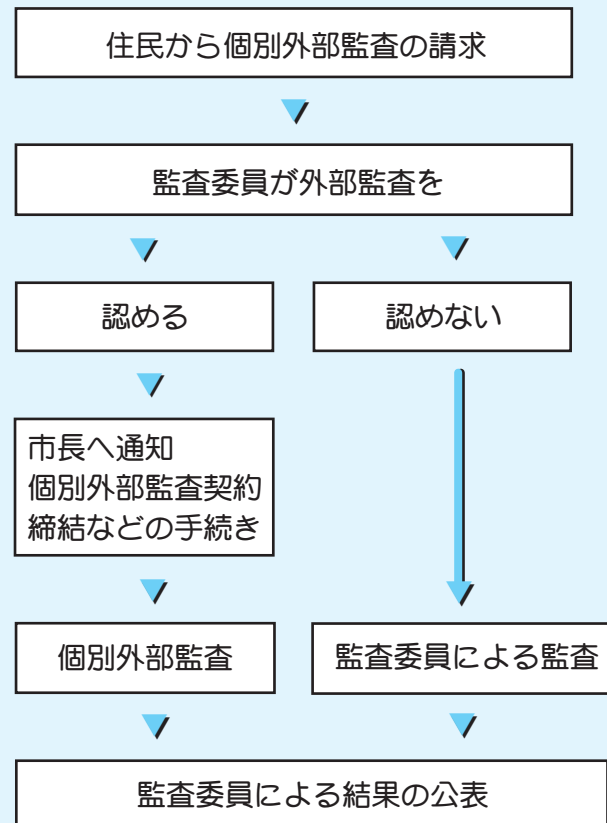
B. 市議会、市長が請求、要求できる場合

③議会の請求による監査

④市長の要求による監査

⑤市長の要求による財政援助団体等に対する監査

A②の流れの例（抜粋）



- 市の監査委員の監査に加えて、外部監査を取り入れることで、これまでよりもさらに充実した監査をすることができ、市政の公平性、透明性の向上を目指します。